

1 「淡海子ども・若者プラン～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～」(概要)

I プランの策定について

- 1 策定の趣旨
平成27年3月策定の淡海子ども・若者プランが令和元年度で終期を迎えることに伴い、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化、県民ニーズを踏まえプランを見直し、計画を策定。
- 2 計画の位置付け
○ 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画。
○ 「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。
○ 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
・「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
・「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
・「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)も含む位置付けとする。
- 3 計画期間
5年: 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

II 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

- ＜子ども・若者を取り巻く社会環境＞
・少子化が進行する中、子どもを生み育てる希望を高め、それを叶えるため、社会全体で子育てを支える機運を醸成し、多様なニーズに対応する切れ目のない支援が必要
・保育所等利用児童数は増加傾向にあり、待機児童が発生する中、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から開始され、さらなる就学前児童の受け皿確保が必要
・障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、きめ細かな支援が必要
- ＜子ども・若者の育ち＞
社会情勢が著しく変化しており、子どもの生きる力の一層の育成を図ることが必要。また、就労支援などにより社会的・職業的自立を図ることが必要
- ＜青少年の健全育成＞
地域におけるつながりの希薄化などにより、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会が減少する中、主体的な地域活動や社会貢献活動等への参加促進が必要
- ＜社会的養護＞
児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応も複雑化、困難化。児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応とともに、子ども家庭相談センターの体制強化等、児童虐待への対応強化が必要
- ＜子どもの貧困＞
子どもの相対的貧困率は13.9%(H28国民生活基礎調査)と改善は見られるが、支援を必要とする子ども・家庭は依然として多く存在。現在から将来にわたって、子どもが健やかに育つ環境づくりが必要
- ＜ひとり親家庭支援＞
ひとり親の世帯数が増加する中、仕事と家庭を両立し、経済的に自立するための支援とともに、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度が低く、十分に活用されていないことを踏まえ、支援に関する広報・周知が必要

III 3つの基本理念

- 1 子ども・若者が夢を持って健やかに育つ
- 2 保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ
- 3 地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる

IV 具体的な施策の推進

子ども・若者、保護者、地域が目指す3つの基本理念のもと、5つの視点とSDGsの視点で7つの基本施策を進めます。

施策を進める5つの視点とSDGsの視点

- 1 子どもを社会の主役に
- 2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう
- 3 支援を、必要とするすべての人に
- 4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援
- 5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」取組



7つの基本施策

1 社会全体で子育て・子育てを応援

- (1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
- (3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

具体的な取組(★は重点的取組)

- ・子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成
- ・企業や地域による支援の促進
- ・外国人幼児児童生徒に対する支援(★)

2 安心・安全な子育て環境

- (1) 安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり
- (2) すべての子育てで家庭の多様なニーズに対する支援の充実
- (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
- (4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
- (5) 仕事と家庭の両立支援

- ・妊娠から産後の切れ目のない支援体制の整備
- ・子育て・育ちを支える地域の子育て支援の充実
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上(★)
- ・学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

3 子ども・若者の健やかな育ち

- (1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進
- (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
- (3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

- ・子ども食堂等の居場所づくりの推進(★)
- ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む
- ・若者の就職支援の充実

4 青少年の健全な成長

- (1) 青少年の健全育成の推進
- (2) いじめの加害者や非行少年等への対応

- ・青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実(★)
- ・非行少年等の立ち直り支援の充実

5 社会的養護の推進

- (1) 児童虐待の未然防止
- (2) 児童虐待の早期発見・早期対応
- (3) 子どもの保護・ケア
- (4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援
- (5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- ・未然防止に有効な子育て支援等の充実(★)
- ・保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援(★)
- ・児童養護施設、里親委託等の受入れ体制の整備
- ・親子関係の修復・家庭復帰
- ・子ども家庭相談センターの機能強化

6 子どもの貧困対策

- (1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援
- (2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
- (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
- (4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援

- ・学校と福祉等関係機関等との連携強化(★)
- ・子どもの生活支援
- ・保護者に対する就労の支援
- ・生活保護世帯に対する支援

7 ひとり親家庭への支援

- (1) 自立のための就労支援
- (2) 安心・安全な子育て・育ちのための生活支援
- (3) 生活の安定と自立のための経済的支援
- (4) きめ細かな相談体制と情報提供

- ・自立を目指した能力開発の支援
- ・仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
- ・養育費確保のための支援
- ・支援が届きにくい家庭への対応強化(★)

主な数値目標

- 家庭教育支援チームを組織する市町数
H30: 6市町 → R6: 12市町
- 認定こども園等利用定員数
H30: 58,562人 → R6: 61,500人
- 認定こども園等従事者数
H30: 9,744人 → R6: 11,933人
- 遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数
H30: 115か所 → R6: 300か所
- しが若者ミーティング参加者数
H30: - → R6: 300人
- 携帯電話等フィルタリング設定率
H30: 52.9% → R6: 65.0%
- 養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数
H30: 10市町 → 全市町
- 産婦健康診査事業の取組市町数
H30: 2市 → R6: 全市町
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率
H28: 92.2% → R6: 99.2%
- 養育費を受け取っている母子家庭の割合
H30: 33.3% → R6: 50.0%
- 母子家庭の暮らし向きに対する意識調査結果: (たいへん) 苦しいの割合
H30: 65.2% → R6: 国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の計

V プランの推進について

行政、家庭、学校、企業、県民等それぞれが役割を果たし、計画を推進します。PDCAサイクルに基づいて、点検評価・進行管理・計画を見直し、当事者の声を反映していきます。